

「定家卿百番自歌合」小考

田 尻 嘉 信

(一)

六十年に及ぶ定家の作歌生活の多彩なことは更めていうをまたないところであるが、その間に、果してその作歌の上に好尚の変化はなかったであろうか。これは頗る興味のある問題であって、定家研究の途上で常に關心せざるを得ないものである。これまでも「二四代集」の成立に関して、諸家の発言がなされて来ている。谷宏氏⁽¹⁾、小西甚一氏⁽²⁾のように、それが新古今的な余情妖艶とは異った好尚の結果を反映するとみる説、また樋口芳麻呂氏⁽³⁾のように晩年に至るまで大きな変化を示さなかったとする見解が示されている。そのいずれが正鵠を得ているかは、論証の視点によっても多少の相異があり、軽々しく断定できるとは考えられないが、少くとも「新古今集」の撰集の後が、歌壇的にいわば一種の空白と沈静の時期にあたることは今日すでに明らかにされているところである。⁽⁴⁾後鳥羽院の辛領する、御子左家一統を中心とした建仁、元久期歌壇の退潮から、順徳院関係の建保期歌壇への推移は、たしかに質的にも

量的にも、狭少な規模と組織とに依存するほどの、明らかな変化、転成の跡を示すものであった。それは輝やかしい上昇線をたどった新古今歌壇が、撰集を頂点として次第に崩壊、衰残の様相を呈するに到ったものとみて決して過言ではないのである。

定家個人にとってもそのことは恐らく無縁でなかったものとみられる。端的に「近代秀歌」の低調な筆致や、その執筆された承元期に顕著な減退をみせる年間作歌数の消長は、明らかに、歌壇的な推移と並行とまでいかなくとも、そこに何らかの変化を予想させるひとつの事実を示唆しているといつてよい。稿者はそれらをふまえて、建保期の「定家卿百番自歌合」を考察し、それを構成する二百首の自撰歌の成立年代、及びこの自歌合に加えられた順徳院の勅判という点を問題として、この時期に定家の作歌生活にはひとつの転機を訪れがあったのではないかと、という事実の推定を試みた。⁽⁵⁾その好尚が作歌の上に微妙な変化をもたらしているといえれば新古今的なものから新勅撰的なものへと推移する、極めて重要な過渡期の一様相をそこに考えたのである。

勿論、当時の歌人の専らとした王朝和歌の、伝統的な優美、艶麗な貴

族性が全く消去されるということは論外である。その意味では定家にとつても、作歌上の好尚の大本が変革を来したということは、恐らく生涯のどの時期を捉えてみてもいいきれものではない。その枠内で自らを維持することに歌人の矜持のすべてがあつたわけである。しかしこの自歌合をみる場合に、やはり何か微妙な動きを否定することができないのは、その選歌意識の問題があるからである。少くともこの時期に示された定家の選歌意識には、従前の新古今的なものだけに律しきれない一面の存在することが事実のようである。そこで小稿では、再びこの自歌合をとりあげて、そこに含まれる「新古今集」入集歌に焦点をもとめて、ことに「二四代集」との関係から、もたらされた好尚の実体を検討してみたいと思うのである。

(二)

「定家卿百番自歌合」は、先ず「拾遺愚草」上巻の奥書に付された記事によると、建保四年二月に結番されたものである。『続群書類従』巻第四百十三に収められているこの自歌合は、冒頭に次のような註記を載せている。

建保四年二月撰歌年来愚詠二百首結番。同五年六月更破此番。少々改之。同七年密々経天覧。申請勅判。

この記述からこの自歌合の定着するにいたる経緯の凡そが解されよう。これとほぼ同様の記述が図書寮本にもみられるようであり、これによると、この自歌合は先ず建保四年に成り、翌五年に改訂が施され、その後

七年に密々天覧を仰ぎ、勅判を賜わるといふ経過をたどつたということになるわけである。近時、樋口芳麻呂氏が、それについて書誌的に詳細に成立の過程を推論され、諸本のうち、ことに成立当初の形態に近いという伝三条西公保本の紹介から、さらにそれを底本として建保五年本の本文を翻刻された⁽⁶⁾。それによつて流布本系統の続類従本のもつ幾つかの矛盾が解明されるにいたつたのである。すなわち本来、建保五年六月より以前の作歌を収載しているはずのこの自歌合に、寛喜元年の「入内屏風歌」一首、貞永元年の「関白左大臣家百首」の八首、さらに同じころの「加任納言参外記序」の歌一首など、作歌年次の上で非常に疑問のある都合十首の混入していること、また建保七年の勅判であるにもかかわらず、寛喜、貞永の定家晩年の作歌にまで勝負判が遺されていることに照明が与えられたのである。

この自歌合が建保四年二月結番ということからすれば、その他にも若干の疑義がないわけではない。建保四年閏六月六日の「内裏歌合」の四首、翌五年四月十四日の「院庚申五首」の二首がみられることは、恐らくそれが最初の改訂に属するものであつたとみられる。また「無題」と題された六十三番の左右歌のように、約一割に達する作歌年次不明の歌が含まれていることも、この自歌合の難点である。しかし、現在、最初の建保四年本の復原が至難である以上、当面、この建保五年本と続類従本との異同歌、都合二十首が明らかにされたことをもつて幸いといわなければならぬ。少くともそれを手がかりとした両本の比較、検討によつて、この自歌合の含む問題は相当に解明されるはずなのである。

そこで先の続類従本の註記は、原撰本の成立後、建保五年の改訂、七年の奏覽で勅判が加えられていった、その成立の経過に対する覺書の意味で後に付されたとみられる。その後、再び貞永年間にいたって晩年の作歌をもって一部旧作と入れ替えた改訂本として、今日の続類従本にいたったわけである。ただそこに冒頭の註記の他、過去の勅判が、さしかえられた十首の歌にそのまま遺されている続類従本は、いかにも不自然な感をまぬかれない。それが晩年の改訂の不充分さを示すにすぎないものであるかどうかは、さしかえの歌十首の存在とも絡んで充分に問題となるのである。この自歌合に寄せた定家の関心が並々でないだけに、一層注意されるわけである。

定家は、この自歌合に関して「拾遺愚草」に建保四年三月十八日付の次の記述を残している。

先撰二百首愚歌聊有結番事。仍可謂拾其遺文。

家集の編纂という大事に先立って、いわば、この百番自歌合を完成させて、後に詠草整理されたのが、「拾遺愚草」ということであって、恐らく定家は自信をもって秀歌を番わせ、世間に示す意図をもっていたのであろう。これをたとえば、同じころ「二四代集」の選抄にあたっての次の奥書と較べるとかなりはっきりする。その記述は流布本によると、
隨僅覺悟書連此哥。自古以來在人口古賢秀哥等自然忘却不書之。況於中古以後乎。更不可有用捨之謗。只以愚鈍之性注所諳誦耳。

と書かれている。両者を較べればさすがに自らなる相異に想い及ばざるを得ない。勿論、「二四代集」がこのように「諳誦」のみによって成さ

「定家卿百番自歌合」小考

れたとはいえない。後にも触れるように、その選抄歌をみるとどうしてもこの奥書には疑義なきを得ないのであるが、少くともこの二つの文面の上から推す限りでも、両者の性格の相異はうかがわれ、採択される歌の規準も全く同質であったとは必ずしもいえない。ただ定期的には建保という接点があるわけで、両者が相補うことによって、定家の好尚や評価の本質を見定めることは充分可能となるものである。

その点、この自歌合をみると、春十四番、夏七番、秋十九番、冬十番、恋三十番、雑二十番（新古今の部類で賀・哀傷・離別・雑・神祇に属する作が含まれる）の、計百番の組織をなすにあたって、定数歌、歌合など、様々の資料にもとめて、先ずその範囲の広汎なことが知られる。また年代からみても、二十代から五十代にかけてそれぞれ三十首乃至五十首と、自撰歌は概して漸増の傾向をみせている。さすがに整然としており、家集奥書の文辞にふさわしく、定家の周到な心用意は遺憾なくあらわされているといつてよい。そして続類従本のように、後年なお数次にわたって改訂を施していったことも、この自歌合の意味を愈々重くするものといえることができるのである。

さて自歌合が以上のように、家集編纂という大事へのいとぐちとなつたとすれば、それは定家の生活の、一時期に於ける作歌意識の一応の決算であつたということになる。そこでは過去のそれぞれの時期の代表作を収めることに選歌規準を置いていたと考えられる。たしかに定家は自信をもって選歌にあたり、後々までそれにふさわしい努力を払いもしている。ただここで問題となるのは、その二百首が平板に制作の年代順に排列されていることなく、その名の通り歌合という形式をとって一首

一首が結番されていることである。加えて順徳院の勅判を仰いでいることも忘れたい点であり、歌の歴史の推移と関聯させ、定家の世界を探ることは頗る注目されることである。そこに建保という一時期の定家の作歌意識が、何らかのかたちをとってあらわれているとみられるからである。

その点、「新古今集」の撰集を境として、作歌年次から収載歌を前後の時代に区分して比較することは一方法である。その概要は統類従本をもとに旧稿にすでに述べたので再説するのは避けるが、小稿との関聯で一、二の点を想起しておきたい。それはさすがに当代の建保年間の歌が目立つことであり、勅判の面でも、建永以後の作歌に与えられた勝率が、それ以前の新古今の時代展開を示す正治乃至元久の作歌に較べて顕著な事実である。養和の「初学百首」に始まる作歌が、正治の「院初度百首」から「新古今集」の撰集を経て、漸く段落のついた一時期に逢着したとの感を、恐らく定家は拒みきれなかったであろう。後鳥羽院との邂逅による「新古今集」の撰集事業は、たしかに定家にとって一極点であり、そこに自得の道としての作歌意識の熟成があったといえる。それはやがて類勢に赴く歌境の沈静な空気の中に、愈々切なるものを抱かせたにちがいない。いわばこの自歌合は、当面の建保期の作歌を主に、新古今の時代を従にと、その意識の濃淡を支柱として編まれたものといえることができるのである。

(三)

それだけにまた順徳院による勅判も、定家にとっては忘れがたいものがあったはずである。漸く新古今の時代は過去となり、活躍した著名歌人が次第に他界し、指導的地位に立つ定家の重味は倍加しつつあった。具体的な判詞こそないがこの勅判は、その定家を師表とした若き院の、自ら体し得た歌の好尚をもとに、その歌趣歌想への好悪を端的に示したものといえた。そこに定家の建保期の歌に対する勝判の目立つことも、決して単なる偶然として斥けることはできないであろう。むしろこの時期の定家の歌に仔細に触れた結果として、順徳院が敏感にその好尚を選別され、この期の定家像を浮彫りしたといえないこともないのである。

ここで先に述べた統類従本と建保五年本との相異が関心されて来るわけである。厳密な意味では、今日たしかに建保七年の進覧本は存在しないが、少くとも統類従本が修正を要することは明らかである。恐らく建保五年本をもとにした一本が勅判の対象とされたのであろう。その点、たとえば統類従本、二十九番 右勝は、

露消えてねぬ夜の月やつもるらむあらぬあさぢのけさの色哉

仁和寺宮五十首

に与えられているが、建保五年本によると、次の、

さむしろや待夜の秋の風ふけて月をかたしくうちの橋姫 花月百首

の一首に寄せられたものである。以下同様にして、三十六番 左勝の場合も、

しぐれつつ袖だにはさぬ秋の日にさこそ御室の山はそむらめ

関白左大臣家百首

という、「新勅撰集」に入集した一首に対するものではなく、次の、
をぐら山しぐるるころのあさなあさな昨日はうすき四方の紅葉葉

庚申五首

の一首に対する加判である。その他の勝判では、

五十八番

左勝

うへしげる垣根がくれのを笹原しられぬ恋はうきふしもなし

関白左大臣家百首

右

よなよなの月も涙にくもりにきかげだに見えぬ人をこふとて

同

の一番は、

左勝

かひがねに木の葉ふきしく秋風もこころのいろをえやはつたふる

内裏百首

右

たつた山夕つげ鳥のおりはへて我衣手にしぐれ降るころ

同

と修正される必要があり、さらに、

九十八番

左

おさまれるたみのつかさのみつぎ物二たびきくも命なりけり

加任納言参外記序

右勝

もしきのとのべをいづる宵々はまたぬにむかふ山のはの月

関白家百首

の一番も、次のように変更されるものである。

左

むらさきの色こきまではしらざりきみよのはじめの天の羽衣

院百首

右勝

日影さすをとめの姿われもみきおひずはけふのちよのはじめに

院廿首

そして、建保五年本との比較では、さらに、

いまのまの我身にかぎる鳥の音を誰うき物とかへりそめけむ

(六十一番、左持 関白左大臣家百首)

はるかなる人の心のもろこしはさはぐ湊にことづてもなし

(七十六番、右負 関白左大臣家百首)

関の戸をさそひし人は出やらで在晨の月のさやの中山

(八十七番、右持 内裏名所百首)

ちりもせじ衣にされるささ竹の大宮人のかざすさくらは

(百番、右持 「新勅撰集」入集 入内屏風臨時祭)

の諸歌に対して、

いかにせむ浦のはつしまはつかなるうつつの後は夢をだに見ず

(六十一番、左、持 内大臣百首、恋廿五首)

命だにあらばあふせをまつら川かへらぬ浪もよどめとぞ思ふ

(七十六番、右 内大臣百首、恋廿五首)

都にも今やころもをうつつの山ゆふしもはらふつたの下道

(八十七番左、持 院詩歌会、山路秋行)

ふしておもひおきてぞいののどかなるよろづよてらせ雪のうへの

月 (百番、左、持 院廿首・雑五首)

の諸歌が変わるわけである。

このように続類従本が示すさじかえの歌は右の通り十首ということになるが、その歌柄は概して老年を思わせる枯淡な作になっているようにある。いわば順徳院の勅判に示される世界との相異が自ら滲みでているわけであって、それは他の加判を受けている各歌にも通ずることである。もっとも実際にはこの勝負というものが、本来極めて相対的なものであつて、ことに各番を構成する二首を何の規準によつて番わせているか、仔細を明らかにしたい以上、愈々その趣が深い。百番のうち、勝判は四十六番、持が四十五番、残りが無判であつて、単に勝判とされた歌だけあげる意味がことさらあるとはいえないが、その若干を次にあげてみると、

おほ空は梅の句にかすみつつくもりもはてぬ春の夜の月

花の色のおられぬ水にさすさはのしづくに匂ふうぢの川長

ふみしだくあさかの沼の夏草にがつみだれそふ忍ぶもぢぢり

久かたのなかなる川のかひ舟いかに契りてやみを待つらむ

秋とだに吹きあべぬ風に色かはるいくたの森の露の下草

ししのべとやしらぬむかしの秋をへて同じかたみにのこる月影

あまの原おもへばかはる色もなし秋こそ月のひかりなりけね

山がつの身のためにつつ衣ゆへ秋のあはれをてにまがすらむ

右は初めから順に並べてみたにすぎないが、持とされる歌の中にも、

春のよの夢のうきはしとだえして峯にわかるる横雲の空

玉鉾の道行く人のことづてもたえてほどふる五月雨の空

こまとめて袖うちらはらふかげもなしさのわたりの雪の夕暮

まつ人の麓の道やたえぬらむ軒ばの杉に雪をもるなり

かへるさのものとや人のながむらむ待よながらの在明の月

かきやりしそのくろかみのすぢごとけにうちふすほどは面影ぞ立つ

しろたへの袖のわかれに露落ちて身にしむ色の秋風を吹く

もしほくむ袖の月影をのづからよそにあかさぬすまのうらら

玉ゆらの露も涙もとどまらずなき人こふるやどの秋風

のような諸歌がみえている。ここにみられる歌は、すべて定家の自撰による、恐らくは自讃歌とも

いえるものであるから、それぞれに美の濃淡はあるが、優艶、華麗、妖

艶と様々に繊細巧緻な珠玉のような歌柄が示されているといえる。そし

て定家の作歌経歴からみて、さすがに新古今的な魅力と効果とにあふれ

た美の世界を底流として展開していることが明らかである。順徳院もそ

れらの歌の美的雰囲気には、定家個人を対象としたものである。しかし勅判

が判詞を欠く上、この場合には、定家個人を対象としたものであるとい

うこともあつて、やはり右の歌を羅列した限りでは、その好尚が必ずしも

鮮明になつていないとはいえない。その点、たとえば、三十三番

左

秋風にそよぐ田面のいねがてにまづあげがたのはつかりの声

右勝

いこま山あらしも秋の色にふくてぞめの糸のよるぞかなしき

の場合、また七十番

左

あふことのまれなる色やあらはれんもりいでてそむる袖の涙に

右勝

なく涙やしほの衣それながらなれずはなにの色かしのぼん

の場合をみると、技巧的にすぐれた面への関心が深かったようにみえる。その点では、先にあげた勝、持の歌の一斑をみても、それぞれに巧緻な感傷夢幻の世界の濃艶な趣がうかがわれるのである。三十三番、七十番はともにその一例であるが、それにしても順徳院が、元久期までの新古今的な歌風の形成期の歌とそれ以後の歌とを番えた各番で、概ね後者に勝判を与えていくという根拠は、充分に説明することができない。たしかに結果的には極めて明らかかな事実ながら、個々にその縁由を質すことは不可能に近いのである。そこに院の勅判の微妙な限界があるわけであって、その限りでは、定家的なひとつの世界を暗示したというにとどまるものといわなければならないであろう。そこで更めて、建保五年本と続類従本とにみるさしかえ歌の問題を検討する必要を生じるのである。

(四)

「定家卿百番自歌合」小考

勅判の歌を勝手に変更することは誰彼に許されることなく、定家の権威からみても後人のできることではない。やはり定家自身によって、後年、意識的にさしかえられたとみるのが妥当であるが、その意図は何にあったのであろうか。両本を較べると、十二番、二十九・三十番、八十七・八十八番のように、歌が加除された結果を含めて以上三番の歌の排列順序が変更された場合もある。そして、さしかえの歌といっても合計十首で、全体の一割にもたらぬ僅かな数である。その限りではともに全体の体裁上の見地からとみられぬこともない。しかし最も晩年に属する貞永年間の歌が旧作と変えられたという、その改訂の時期の問題であり、さらにさしかえの歌十首の中に、「新勅撰集」に撰入された歌が三首含まれるということも簡単に見過しがたいところである。

定家の独撰に成る「新勅撰集」は「明月記」によると、寛喜二年七月五日、勅撰集撰進に關して関白藤原道家の下問を受けたことに始まる。そして正式には貞永元年六月十三日に定家は勅命を蒙っている。その後、後堀河院の崩御や鎌倉幕府への政治的な妥協もあって、「越部禪尼消息」のような非難はあったが、文暦二年、浄書本を撰政道家の許に届けることよって撰集は完了した。老年の定家の苦衷は一入であったにちがいないが、その到り得た歌境や好尚を示した撰集であり、自作歌を十五首に限ったことにも、四周の苦難な状況に処した文学的良心のあらわれといふべきものがあつた。その自撰歌は周知の通り建保以後を主としており、ことに「定家卿百番自歌合」のころの作が五首あり、さしかえられた三首を加えると、続類従本の自歌合にはすべてで十二首が含まれてい

るということになるのである。

為家の撰とされる「統後撰目錄序」や、阿仏尼の「よるのつる」によれば、「新勅撰集」が、新古今的な「花」に対比し得るひとつの文学的な意図——「すがたすなほに心うるはしき歌」なり、「まことある歌」なりをもって、定家周辺の歌人の詠が目立っとはいうが、当代歌壇への警世の意味をもこめてのことであつたといえる。そこに定家の好尚の赴いた窮極の姿があつたとみれば、この自歌合の最後の改訂にあつて、寛喜元年「女御入内屏風和歌」一首、貞永元年、「関白左大臣家百首」の一首同じく「加任納言参外記序」の一首と、都合三首の入集歌が認められることは、必ずしも偶然といいたいものがある。

この自歌合が、建保期に於ける歌への定見をもとにしていることは明らかであるが、順徳院によって勝判を与えられた番いが改訂の対象となつていることにも、定家の心はうかがえるようである。改訂された番いが、伝公保本で無判となつてゐるとのことはむしろ当然であるが、そのことはしかし、定家のさしかえの意識と本質的に関係するところではない。「新勅撰集」の撰進にかかる直前にいたつてなお改訂の筆を加える定家の執心は、やはり自らの作歌生活を顧みて、その史的関聯や展望のもとに、自己の姿を浮かびあがらせようとの意図があつたのではなからうか。それは過去の継承であるとともに、その連綿とした流れの中に、自らの運命を定着させることにほかならなかつた。自歌合によって画定された建保という一時期を規準として、いわば廻廊のいずれの部分から眺めても極端な破綻のないような文学上の用意を、その到り得た作歌意

識との照応によって補修、改訂へと導いたのである。それは日頃非凡な歌人として垂流であることを拒否して来た定家が、意識的、無意識的に負わなければならなかつた、自らの作歌に対する責任と良心の一端が示されたことでもあつたといえよう。

勿論、僅々十首のさしかえに余りに重大な意味を与えることにも危険はある。先にもみたようにさしかえの歌は概ね枯淡、沈静の気分を纏つた歌で、自歌合の大部分を占める濃艶な世界はそのまま残されているからである。また勅判が遺されるにいたつた経緯も今日充分に解くことは困難であつて、建保期の勅判の精神や好尚のそのままの持続が意識されたのことともいきれない。ただ後の「新勅撰集」との関聯からすれば、定家の作歌意識にはやはり、建保期にひとつの転機をもたらしただけであつて、それが晩年の改訂にも意識されたとも想像されぬことはない。それが定家にとって自作歌を一層、真実に即して披歴しようとの意図にかかわるものであつたことは考えられる。その意味に於いて、この僅かな歌の加除も、自らの文学のたしかな位相を示すものとして、その独自の作歌意識の領域に求められなければならぬ面があるわけである。その限り定家にとっては、単に便宜上の要、不要にもとづくことではなく、一貫して細心、周到な造型への傾倒を示す一事と思われるのである。

(五)

この自歌合の改訂が右のような観点から断読してなされたとみれば、愈々この二百首結番に臨んだ定家のきびしさが想像されて来る。かつて

登龍門であった「堀河院題百首」にしても、「拾遺愚草員外」に載せるにあたっては、「今見レ一首無レ可レ採用之題」とした定家である。まして自讃の歌ともなれば、その心用意は極めて厳格に事に臨ませたにちがいない。その点、あえていえば若き順徳院の勅判とは別個に深い作歌意識の深部を披歴したものが、この自歌合にはかならなかつたのである。そして「新古今集」を経た建保という一時期が問題視されることも、その点にかかっていたといわなければならない。

そこで次に具体的に、新古今が建保に対してどのようなかたちであらわれているかを検討してみたい。過去の作歌生活をみれば、新古今的なものが定家の心の中に濃い影を落としていることは、更めていうまでもない。この自歌合二百首のうち、元久期までの歌が百四首を占めていることから、それは充分に肯かれよう。そのうちで建久末からの、いわゆる新古今時代の歌が五十一首であって、さすがにこの時代の比重は大さい。そしてさらに「新古今集」入集の歌にそれをしぼってみると三十六首ということになる。今、それを便宜上、時代毎に区切って、(イ)「千載集」奏覧以前、(ロ)「千載集」奏覧以後、(ハ)建久末乃至「新古今集」撰進時、それに切継によって撰入された若干の歌をやや妙であるが(ニ)「新古今集」撰進後と、大略、四分法で示せば次の通りとなる。

(イ).....	[4]
二見浦百首	2
皇后宮大輔百首	1
閑居百首	1

「定家卿百番自歌合」小考

(ロ).....	[11]
奉和無動寺法印 早率露胆百首	1
後京極摂政家雪十首	1
花月百首	1
左大将家詞合百首	4
「於先妣旧宅詠之」(建久四・秋)	1
韻歌百廿八首	1
「参伊勢外官」(建久六)	1
水無瀬殿恋十五首歌合	1

(ハ).....	[16]
仁和寺宮五十首	4
左大臣家百首	2
院初度百首	1
院五十首	1
千五百番歌合	7
影供歌合	1

(ニ).....	[4]
元久詩歌合	1
和歌所詠歌	3
○その他(「無題」作歌年次不明)	[1]

これで見ると、入集歌の分布はかなり広汎で、初学のころの文治二年の「二見浦百首」に始まり、以後、定家の成長とともに漸増の傾向を見

せており、時代区分ではさすがに(イ)より(ロ)、(ロ)より(ハ)と、いわゆる新古今時代の歌会での作歌が最も多く収められている。定家の「新古今集」への入集歌は全部で四十六首であるから、この自歌合の三十六首はその約八割にあたるわけであって、大きな関心が払われていることが知られるよう。そこには当然、定家のいわゆる代表作というものが概ね採られている勘定になる。その限りこの自歌合が、その新古今的な雰囲気の濃厚な数々の歌によって、かなりの存在の意味を与えられているということはたしかである。少くともそれが、過去の歌の在り方を端的に示そうとする場合、定家にとって最も賢明な一方法であったことは先ず否定できないのである。

勿論、この自歌合が建保という一時点の所産である限り、すでに若干述べもしたように、過去となった新古今的なものが、ただ回顧的に総花式にちりばめられているにすぎないというはずはない。その点、建保三年正月十三日から翌四年正月五日までの間と、その成立の時期を限定される「二四代集」の存在が、充分にこの自歌合にも関聯して来ると考えられるのである。「二四代集」が、定家の歌論書と密接な関係をもって⁷⁾いることは、すでに諸家の説かれるところである。たしかに「流布本近代秀歌」を始めとして、「秀歌体大略」、「自筆本近代秀歌」、「八代集秀逸」、「百人秀歌」、「百人一首」とあげてみると、それらの秀歌例は極めて適確に全歌、あるいは殆どが「二四代集」と一致する。ことに「秀歌体大略」、「自筆本近代秀歌」にいたってはその秀歌例が全歌について、しかも歌順までも一致している。それが直接「二四代集」から抄出した

ことを意味するとあれば、その千八百十一首にのぼる歌は、流布本の奥書にあるような「誦誦」などにもとづくものではなく、むしろ八代集から秀歌と目されるものを、極めて意識的に選抄したとみる方が妥当である。⁸⁾ことにそれは、最も多くを採られた「新古今集」からの抄出歌をみる場合にその感なきを得ないのである。

「新古今集」からは五百六十七首の歌が抄出されている。有力な撰者として直接参与した定家によって選ばれた以上、充分に納得のいくような好尚や評価が、その歌に示されていると考えるのは至極当然である。しかし、実際には必ずしもそうではなく、劈頭、巻第一、第二の「春歌」上下をみても不思議の感を禁じ得ない。春の歌は全部で六十七首が採られており、それは集全体の抄出歌との釣合いではむしろ多い位であるが、その六十七首が、新古今的な世界を必要、かつ充分に示しているとはいえないのである。たとえば、

山ふかみ春ともしらぬ松の戸に絶々かかる雪の玉水

梅の花誰が袖ふれし匂ひぞや春や昔の月にとはばや

梅の花あかぬ色香も昔にておなじ形見の春の夜の月

風かよふ寢覚めの袖の花の香にかをる枕の春の夜の月

み吉野の高ねの桜ちりにけり嵐もしろき春のあけぼの

これら五首は、今、任意に「新古今集」春の歌からあげたのであるが、いずれも新古今的な範疇に属する作でありながら、「二四代集」の採るところとはならなかったのである。このような事例は集中にまことに多く、すでに諸家も触れていることであるが、やはり、それにはそれとし

ての特別な理由や根拠がなければならぬ。定家以外の作者に対してこの通りであったとすれば、端的に定家自身の入集歌の扱いはどうなっているのであるのか。

定家の歌は次の五首が巻第一にみられる。

春の夜の夢の浮橋とだえして嶺にわかるる横雲の空

(自歌合、五番、左持 仁和寺宮五十首)

大空は梅のほひに霞みつつくもりもはてぬ春の夜の月

(同、二番、左勝 同)

梅の花にほひをうつす袖の上に軒もる月の影ぞあらそふ

霜まよふ空にしをれし雁がねの帰るつばさに春雨ぞ降る

しら雲の春はかさねて立田山をぐらの嶺に花にほふらし

の諸歌である。これらは著名歌といえるもので、定家の代表歌としてひかれるものである。この五首がいずれも「二四代集」にはとられていない。僅かに巻第二の、

桜色の庭の春風跡もなしとはばぞ人の雪とだにみん

(自歌合、九番、右持 千五百番歌合)

の一首が春の歌としては採られているにすぎないのである。

このことは、また最も定家の独自の世界を示すとみられる恋歌の場合にも同様であって、十三首が載っているが、「二四代集」にとられた歌は次の六首であるにすぎない。

なびかじなあまのもしほ火たきそめて煙は空にくゆりわぶとも

(自歌合、五十一番、左無判 左大将家詞合百首)

「定家卿百番自歌合」少考

すまの蟹の袖に吹きこす潮風のなるどはずれどてにもたまらず

(同、八十番、左持 皇后宮大輔百首)

としもへぬ祈る契りははつせ山をのへの鐘のよその夕暮

(同、五十五番、左勝 左大将家詞合百首)

あぢきなくつらきあらしの声もうしなど夕暮に待ちならひけん

(同、六十五番、左持 二見浦百首)

帰るさの物とや人の詠むらん待つ夜ながらの有明の月

(同、六十五番、右持 閑居百首)

白たへの袖のわかれに露落ちて身にしむ色の秋風ぞ吹く

(同、七十九番、右勝 水無瀬殿恋十五首歌合)

の諸歌である。それに対して選に入らなかった歌は次の七首である。

床の霜枕のこほり消え佗びぬむすびもをかぬ人の契りに

松山と契りし人はつれなくて袖こす浪にのこる月かけ

(自歌合、七十四番、左勝 影供歌合)

忘れずばなれし袖もやこほるらんねぬよの床の霜のさむしろ

(同、六十一番、右持 左大将家詞合百首)

消え佗びぬうつろふ人の秋の色に身をこがらしのもりの白露

(同、六十四番、右持 一字百首)

むせぶともしらしな心かはらやに我のみけたぬ下の煙は

(同、七十四番、左勝 和歌所 被忘恋)

尋ねみるつらき心のおくのうみよしほひのかたのいふかひもなし

(同、七十八番、左持 千五百番歌合)

かきやりしそのくろかみのすぢごとに打ふす程は面影ぞ立つ

(同、七十二番、右持)

この二群の歌の間にどれほどの相異があるといえるのであろうか。適確に採否の規準を探し出すことは全く困難である。しかし定家がこの判定を下した以上、そこに何か意識されたものがあつたはずであり、「新古今的」という範疇でしか捉えられぬ今日の場合とは異つて、もっとたしかな根拠に立脚していたとみられる。観念のない方をすれば、少くともそれが「新古今集」の撰進された時期と「二四代集」の撰抄された時期との差であるといつてよい。濃厚な新古今的な雰囲気の中から、定家は意識して採否の決定を下したものと考えられるのである。

そこで再び自歌合の方に転じて、その「新古今集」入集歌の点をみると、やはり「二四代集」との關聯が考えられざるを得ない。一部はすでに例示した歌で明らかであるが、ここでも「二四代集」に選ばれた歌と、そうでない歌とのちがいを多分に考えさせるものがある。

先ず選ばれた方の歌をみると、それは全体の半ばにも達せず、十六首であつて、すでに触れたものを省くと次の九首ということになる。

玉銚の道行人のことづてもたえてほどふる五月雨の空

(十八番、左持 奉和無動寺法印早率露胆百首)

独りぬる山どりのおのしだりをに霜をきまよふ床の月影

(三十番、右持 千五百番歌合)

時わかぬ浪さへ色にいづみ川ははその森にあらし吹らし

(三十八番、右勝 左大将家詞合)

こまとめて袖うちはらふかげもなしきのわたりの雪の夕暮

(四十七番、左持 院初度百首)

まつ人のふもとのみちやたえぬらん軒ばの杉に雪をもるなり

(同、右持 後京極撰政治家雪十首)

もしほくむ袖の月影をのづからよそにあかさぬすまのうら人

(八十四番、左勝 和歌所歌合)

わすれなむまつとなつげそ中々にいなばの山の嶺の秋風

(八十六番、左持 左大臣家歌合)

旅人の袖ふきかへす秋風に夕日さびしき山のかげはし

(八十八番、左持 韻歌百廿八首)

玉ゆらの露も涙もとどまらずなき人こふるやどの秋風

(八十九番、右持 於先妣旧宅詠之)

これらの諸歌に対して、「二四代集」に入らなかつた歌は二十首であつて、すでに例示したものを省くと次の十二首がそれである。

五月雨の月はつれなきみ山よりひとりも出る時鳥かな

(十六番、左持 院五十首)

久かたのなかなる川のかひ舟いかに契りてやみをまつらむ

(十九番、右勝 千五百番歌合)

さむしろや待夜の秋の風ふけて月をかたしくうちの橋姫

(二十九番、右勝 花月百首)

秋とだに忘れんと思ふ月影をさもあやにくにうつ衣哉

(三十一番、右勝 千五百番歌合)

わくらばにとはれし人も昔にてそれより庭の跡はたえにき

(八十三番、右持 仁和寺宮五十首)

いづくにかこよひはやどをかり衣日も夕暮の峯の嵐に

(八十六番、右持 左大臣家歌合)

こととへよおもひおきつの浜千鳥なくなく出し跡の月かげ

(八十八番、左持 仁和寺宮五十首)

都にも今やころもをうつ山のゆふしもはらふつたの下道

(同、右 院詩歌合)

君が代にあはずは何を玉の緒の長くとまでは惜しまれじ身を

(九十四番、左負 和歌所述懐)

わがみちをまもらば君をまもるらんよはひはゆづれ住吉の松

(九十九番、左持 千五百番歌合)

契りありてけふみや川のゆふかづら長きよまににかけて頼まむ

(同、右持 参伊勢外宮)

このように両歌群を並べた場合、そこにあるのは、やはり新古今的な華麗な世界であるというほかはないようである。物語性、絵画性、また幻想性といった諸点をみれば、各歌いずれ劣らず彫心鏤骨の美しさを奏でているということができよう。少くともこの限りでは明晰、鮮明に両群の相異を弁別する方法を解し得ないのである。単に「新古今集」と「二四代集」との比較ということであれば、そこに置かれた時間的な距離によつて、自らもたらされた選歌意識の差に帰することによつて、それが十分に納得される具体的な規準や表象を定め得ないまでも、焦燥にみちた一種の期待をそこに抱くことでも許されよう。しかし、この自歌合、「二四代集」はともに建保の時期に相前後して著わされているわ

けである。後者が、八代集より秀歌を選抄することによって独自の見識のもとに部類、排列し、一種の撰集にも比せられるような価値と持味とを極めたのに対して、前者は自らの作歌遍歴の決算として、これまた独特の体裁のもとに自讃歌の集成を試みたものにはかならなかつた。両者には従つて自らなる選歌基準の相異はあったともいえるが、こと自らの歌の好尚や評価に関して、無定見に撞着にひとしい態度をもって臨むということは考えられるわけがない。そこでは当然、何らかの実体的な内容に関する作歌意識の方向がうち出されているはずであり、そこにかかる意味の重さもあるはずであつた。その余りにも定家的な論理の因果律や心理の必然性にとづく審美観の領域は、容易に追隨を許さないが、直接に見定めることはできぬにしても、間接、婉曲には狷介な詩神の眷顧に接することも許されるかも知れない。

(六)

この自歌合に含まれる「新古今集」入集歌はすでにみて来た通り、建保五年本に三十六首、晩年の改訂に成る統類従本には三十四首となっている。しかも、この両本を通じて、そのうち「二四代集」と一致する歌数には全く変化がなく、十六首をみることができよう。その限りではたしかに、「二四代集」にみえる「新古今集」入集の定家の歌は、すべてこの自歌合に採られているわけである。その点、この自歌合に於け自撰の意味もさることながら、「二四代集」の選抄歌が、極めて厳格な好尚上の立脚点に拠るものであつことが想像されるものである。その十六首が

さすがに定家らしく、物語的な幻想を織りなして巧緻、妖艶な世界を湛えていることはすでに示した通りである。それが秀歌として、名声をほしいままにする歌であることは、たしかに疑う余地がない。そこに示された好尚や評価が、少くとも建保以後、定家の生涯を通じて一種安定した破綻のない、主観的定着によってうらづけられていたものかも知れない。しかし、それにもかかわらず「二四代集」に選ばれなかった「新古今集」の定家の歌が、他にどのような特色をもつて捉えられていたのか、両者を対照して解きほぐせるほどの持味の相異を指摘することは、実際極めて困難といわざるを得ない。「近代秀歌」より「毎月抄」への過程を考えれば、定家の詠歌観の推移、深化はうかがわれることであり、いわゆる有心の提唱も、その作歌意識が「新古今集」と同日の比でないことを明らかにするものであった。従って「二四代集」に採られた、その限られた「新古今集」の入集歌だけから、その好尚や評価に生涯殆ど変るものがなかったとは必ずしもいえることではない。後堀河院に奉ったとされる「秀歌大体」のように、あくまで「古今集」を宗として採っている例もある。そうかといって「三四代集」に選ばれたその十六首の歌そのものに限つての好尚を云々するとなれば、やや趣も異なつて来ようが、やはりもつと原理的、一般的に定家の中に作歌意識の上の、微妙な変化がもたらされて来たことを考える方が当を得ているようである。そこでは何らかの意識的な選別がなされていたにちがいないからである。それほどまでに定家が自らをきびしく律している規準や根底を愈々探らざるを得ないのである。

そこで試みにこの自歌合にみる「新古今集」の入集歌のうち、「二四代集」に選ばれた歌を、先にもあげた作歌時期という面から考えてみると次の通りとなる。

(イ)	二見浦百首	1
	皇后宮大輔百首	1
	閑居百首	1
(ロ)	奉和無動寺法印 早率露胆百首	1
	後京極摂政家雪十首	1
	左大将家歌合百首	3
	「於先妣旧宅詠之」	1
	韻歌百廿八首	1
	水無瀬殿恋十五首歌合	1
(ハ)	左大臣家百首	4 (16)
	院初度百首	1
	千五百番歌合	2
(ニ)	和歌所歌合	1 (3)

この分類によってみると、顕著な事実として、(イ)の時期が入集歌の少

ない点を先ずあげることができる。この時期はいうまでもなく、定家にとって後鳥羽院歌壇への接触によって、新古今への道が画された重大な機縁の含まれるものである。いわば本格的に新古今歌人の活躍の始まった時期であり、歌壇的にも最も緊張した多彩さを顕示した時期であった。それが「二四代集」に採られる場合には、逆に極めて消極的であったこととなるのである。

このことは、さらにこの自歌合に選ばれなかった定家の「新古今集」入集歌を加味した場合、愈々明らかになつて来る。その歌は、

(イ)み渡せば花もみぢもなかりけり浦の苫屋の秋の夕暮

(二見浦百首)

(ロ)さかの山ちよのふるみち跡とめて又露分くるもち月の駒

(建久二年 後白河院、栖霞寺御幸)

(ハ)霜まよふ空にしをれし鷹がねの帰るつばさに春雨ぞ降る

(仁和寺宮五十首)

夕暮はいづれの雲のなごりとて花橋に風の吹くらん

() 同 ()

しら雲の春はかさねて立田山をぐらの嶺に花にほふらし

(院初度百首)

梅の花にほひをうつす袖の上に軒もる月の影ぞあらそふ

() 同 ()

袖にかけさぞな旅ねの夢もみぢ思ふかたよりかよふ浦風

(三体和歌会)

床の霜枕のこほり消え詫びぬむすびもをかぬ人の契りに

(水無瀬殿恋十五首)

春をへて行幸になるる花の蔭ふりゆく身をもあはれと思ふ

(建仁三・二・廿四)

(二)大淀の浦にかりほすみるめだにかすみにたえて帰る雁がね

(最勝四天王院障子和歌)

この十首であるが勿論、「二四代集」には採られていない。従つて先の分類表示に加えて、その傾向を追えば、(イ)―3 (5)、(ロ)―8 (12)、(ハ)―4 (23) となり、ことに(イ)という一時期が極めて冷遇されていることが解るのである。これらの歌が自歌合の中に挙げられなかったところに、むしろひとつの貴重な意味があったことさえ考えられて来るのである。少くとも定家自身にとっては本格的な新古今歌よりも、それ以前の歌に好尚が示されており、その点では、選り落とされた方に新古今的な濃厚さが感ぜられるということにもなる。新古今形成の(ハ)の時期が、定家にとってその作歌生活に否定すべくもない足跡をとどめているはずであるのに、今はそれを極めて否定的に示している。自ら信じ、自ら努めて来たはずの作歌精進に対して、懷疑的になつていたのであろうか。具体的に歌に即して「二四代集」の採否を決定する異質性を指摘することはできないにしても、右の事実は定家の作歌意識に、やはり微妙な転機の訪れていたことを暗示するものであろう。いわば「新古今集」の撰集をひとつの頂点として、定家は自らの歌を新たな方向感によって育くもうとしはじめていたのではなかったであろうか。過去の詠草を整理し、

そこに自らの歌を選び出す意図のもとに、この自歌合は成ったものであり、その限り、勿論、新古今的なものから眼を覆うことは許されなかつたにしても、自得の道としての作歌意識の、自らなる展開と深化とがもたらされたとはいえるであらう。

ひるがえって、これを自歌合と「新勅撰集」との線に結んでみると、その実体は解るような気がする。すでに述べたようにこの建保期の歌を中核に、入集歌の八割にも及ぶ歌が含まれているのである。それは勿論、結果的にそうであったということでもあるが、やはりこの建保という一時期の存在を重からしめることにちがいはない。それは定家にとって純粹に自らを守り、伝統に則して愈々真実かけた「詩」を求めようとする、自己の必然性を捉えようとする作歌意識の優位を認めることにほかならない。そこにひとつの転機というものを考えるとすれば、その意識の充足を、過去の新古今的な、いわば既成の枠から超脱することによってかなえられるはずであった。正治、建仁以前の、いわば心身共に苦境にありながら、そのひとつの開花期である「六百番歌合」を迎えようとするともかく初学の時期のもつ一種の健やかさ、また新しさが「二四代集」選抄にあつて、再び定家のうちに更めて「詩」の意味を促したともいえるわけである。従って、この時期が、直ちに新勅撰的なものへの過渡期であると断言することにはためらいがあり、まして順徳院の勅判が建保期の歌に勝判を多く与えていることをもつて、定家のうちに新勅撰的なものを見通していたといえるはずのものではない。

このようにみて来ると、この自歌合が、定家のひとつの意図によって

結番された、その当初の姿が「新古今集」の入集歌を通じて、かなり明らかに観望される。「新古今集」の撰集後の一時期が、歌壇の内外にそれをひとしお可能とするような条件をそなえていたのである。それは定家自身にとっても、過去の作歌遍歴に対する決算として大きな意味をもつていた。そして最も關心される当面の問題として、自らの歌に対する規範の確立をねがって、二百首の自撰歌を番寄せたものである。それが本当の意味で自讃の歌であるためには、なお捨棄されるべきものも少なくなかつたであろうが、数次にわたる改訂をもつて、その全き生命を具現しようとする努力もあつたのである。その意味に於いて、建保という一時期が、定家の未来を約束し、展望するひとつの道標として、この自歌合にいかにも独自の世界をもたらしているのを見るのである。勝手なことばが許されるならば、巷間流布の、いわゆる定家仮託の書と称せられるものが、「桐火桶」、「愚秘抄」、「三五記」、「愚見抄」など、奥書によれば建保四、五年のころに筆録されているということも頗る興味がある。故意か偶然か、勿論それが定家の作歌意識の問題と、直接に、また本質的に關聯があるとはいえないが、やはりその時期が時期だけにひとしおこの建保のもつ意味を考えさせるものがあるわけである。この自歌合がこのような暗合とはかわりなしに、それ自身の文学的な高さと価値とを擁していることはいうまでもないところである。ただ定家の、この時期に於ける位置のたしかさ、その重味というところで、愈々、この自歌合の世界のもつ内面の機微が顧みられて来るのである。

厳密にいえば、「新古今的」ということばの内容も、実体に即して概

念をさらに明らかにすべきであり、具体的に個々の歌の表現方法や美の種々相の分析、比較が必要であろう。そして、当の建保期の作歌そのものの検討をはじめ、依然、残された問題は少なくないが、今は、この自歌合にみる好尚の側面として、ひとつの標識を明らかにしたこととどめておきたい。そのことだけによっても、この時期に於ける定家の世界の、あるたしかなものがうかがわれると考えるのである。

昭三十七・二・二十稿

(1) 谷 宏氏 「中世文学の起点、短歌の場合」〔「国語と国文学」昭24・

3)

(2) 小西 甚一氏 「有心体私見」〔「日本学士院紀要」昭26・7)

(3) 樋口芳麻呂氏 『定家八代抄と研究』下

(4) 藤平春男氏 「建保期の歌壇について」〔「国文学研究」第20集)

(5) 拙 稿 「定家歌論の一考察」〔「跡見国語科紀要」第9集)

(6) 樋 口氏 「定家卿百番自歌合成立攷」〔「国語と国文学」昭28・6)

「建保五年本定家卿自歌合とその考察」〔「国語国文学報」第4集)

(7) 久曾神 昇氏 「二四代集と定家歌論書」〔「国語と国文学」昭10・7)

樋 口氏 前掲書(3)

樋 口氏 前掲書(3)